

No	資料名	項目名	ページ	質問内容	回答	回答日	類似質問の有無
1	特記仕様書	9. 再委託	4	一部の業務(調査やヒアリング時)を実施する際に、社外の協力者に同行、アドバイスをいただくことを想定した人員体制を構築しても良いか。(再委託ではない形式での連携)	業務の一部を第三者に委ねる場合は再委託の位置づけとなり、書面による本市の事前承諾を得て実施いただくことが可能です。その他、雇用等による体制構築については承諾の必要はありません。	令和6年10月3日	-
2	特記仕様書	9. 再委託	4	質問NO.1における「社外協力者」については、たとえば「こうべ森のプラットフォーム」関係者の協力を得ることは仕様上可能か。	業務の実施にあたって、こうべ森と木のプラットフォームの事務局や参画会員の協力を得ることは可能です。	令和6年10月3日	-
3	特記仕様書	9. 再委託	4	質問NO.1における「社外協力者」について、謝金など支払っても仕様上問題ないか。	業務上必要な人件費・経費の支出は認められます。	令和6年10月3日	-
4	特記仕様書	「5. 業務内容」(2)事業実績の評価の検証	2	ヒアリング対象者は、基本的にはこうべ森と木のプラットフォームの参画会員の中からヒアリング先を選定することになるか。	ヒアリング対象者は、プラットフォーム参画会員に限定しません。	令和6年10月3日	-